

高松市・香南町合併協議会会議録
第 5 回 会 議

平成 1 6 年 8 月 1 3 日 (金)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第5回会議

1 日時

平成16年8月13日(金)午後1時30分開会・午後2時53分閉会

2 場所

高松市役所 13階 大会議室

3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	田中宏和
副会長	谷輝男	委員	加藤卓也
委員	井竿辰夫	委員	石丸末夫
委員	上田善昭	委員	石丸英正
委員	谷本繁男	委員	河田澄
委員	赤松千壽	委員	中村靖
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	伊賀裕之
委員	三笠輝彦	委員	辻正雄
委員	森谷芳子		

4 欠席委員 なし

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	川田茂
副幹事長	上田善昭(委員兼務)	幹事	瀧本隆
幹事	熊野實	幹事	井上優
幹事	横田淳一		

6 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森 田 大 介
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班兼計画班	矢 野 充 伸
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班長	清 谷 文 孝
総務班長 兼調整班	安 西 正 門		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第 1 1 号 市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 6 項の規定による
合併協議会設置請求代表者への通知及び公表について

(2) 協議事項

協議第 5 号 町名・字名の取扱い(協定項目第 1 1 号)について
(第 4 回会議提案:継続協議)

協議第 6 号 慣行の取扱い(協定項目第 1 2 号)について
(第 4 回会議提案:継続協議)

協議第 7 号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 5 号)について
(第 4 回会議提案:継続協議)

協議第 8 号 財産の取扱い(協定項目第 5 号)について

協議第 9 号 附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について

協議第 1 0 号 公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号)について

協議第 1 1 号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号)について

協議第 1 2 号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第 2 1 号)
について

4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

(2) 今後の合併協議スケジュールについて

(3) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。ただいまから高松市・香南町合併協議会第5回会議を開会いたします。

皆様方には、何かと、本日、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。

それでは、早速ですが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございます。

本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、梶村 傳委員さんと石丸末夫委員さんのお二人をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）報告事項

議長（増田会長） まず、（1）の報告事項でございますが、報告第11号市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明いたします。

会議資料の1ページをお開き願います。

報告第11号市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表についてでございますが、住民発議により設置されました合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項に、「合併協議会設置の日から6カ月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、合併協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。」と規定をされております。

本合併協議会は、本年の2月2日に設置されておりますので、本年8月1日までに、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、合併協議会設置請求代表者に通知し、これを公表しなければならないこととなっておりますが、去る7月30日

に、通知並びに公表を行いましたので、御報告するものでございます。

次の2ページをお開き願います。

2ページから5ページにかけて、合併協議会設置請求代表者6名に対して行った通知文を掲載いたしております。協議会の開催状況や協議状況の概要、また、会議資料等の公開状況を記載して、請求代表者に通知をしたものでございます。

飛びまして、6ページをお開き願いたいと存じます。

6ページは、建設計画の作成や協議の状況についての公表文でございまして、公表するものの内容、公表の場所及び時間を記載して、公表いたしております。

なお、公表いたします会議資料や会議録に関しましては、現在までに、各回の協議会終了後に、両市町へ送付しております行政資料をもちまして、閲覧等の対応をいたしております。また、この公表文の両市町の掲示場への掲示についても、あわせて実施いたしております。

以上、簡単でございますが、報告第11号の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第11号につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で終わらせていただきます。

会議次第3 （2）協議事項

議長（増田会長） 次に、会議次第の3、（2）の協議事項に移ります。

まず、協議第5号町名・字名の取扱い（協定項目第11号）についてを議題といたします。

なお、この協議第5号につきましては、前回、第4回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっております。

それでは、協議第5号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第5号町名・字名の取扱いについて御説明をいたします。

会議資料の7ページをお開き願います。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「香南町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「香南町岡」、「香南町由佐」、「香南町吉光」、「香南町横井」、「香南町池内」、「香南町西庄」とする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第5号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第5号についてお諮りをいたします。

協議第5号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第5号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第6号慣行の取扱い（協定項目第12号）についてを議題といたします。

なお、協議第6号についても、前回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第6号について、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第6号慣行の取扱いについて、提案内容を御説明いたします。

資料の11ページをお開き願います。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、1の市章につきましては、「高松市の市章を用いるものとする。」

次に、2の市民憲章につきましては、「高松市の市民憲章を用いるものとする。」

次に、3の都市宣言でございますが、「高松市の都市宣言に統一するものとする。」

次に、4の市木及び市花でございますが、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。」

ただし、香南町の町木及び町花については、香南地区の推奨の木及び花とする。」

次に、5の Mascotキャラクターでございますが、「香南町の Mascotキャラクター「ししまるくん」については、香南地区の Mascotキャラクターとして引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第6号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第6号についてお諮りいたします。

協議第6号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第6号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第7号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

なお、協議第7号についても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、協議第7号について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の15ページをお開き願います。

協議第7号特別職の職員の身分の取扱いについて御説明いたします。

提案内容でございますが、中ほどにございますように、「香南町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第7号についてお諮りをいたします。

協議第7号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第7号については、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第8号財産の取扱い（協定項目第5号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議事項につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第6回会議において、改めて協議を行った上で、意思集約を図ることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、協議第8号財産の取扱い（協定項目第5号）について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第8号財産の取扱いについて御説明いたします。

これから後は、新規提案の協議事項でございます。

会議資料の18ページをお開き願いたいと存じます。

協議第8号財産の取扱い（協定項目第5号）についてでございますが、財産の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、枠の中に記載しておりますように、「香南町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況等について附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

附属資料の1ページ、「財産の取扱いについて」に関する資料でございます。

まず初めに、公有財産について御説明をいたします。

次の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、平成14年度末現在の両市町の現況でございますが、1の土地及び建物につきま

しては、資料に記載のとおりでございます。

次に、2の有価証券でございますが、高松市では7億3,833万3,000円を株式で保有いたしております。また、香南町におきましては、325万円を株式で保有いたしております。

次に、3の出資による権利でございますが、出資金、出捐金などを合わせ、高松市は50億3,425万2,000円、香南町は3,653万円でございます。

次に、4の債権でございますが、高松市は46億9,124万2,000円、香南町は1億93万6,000円でございます。

次に、5の基金の現況でございますが、恐れ入りますが、後の4ページをごらんいただきたいと存じます。

4ページの下側の(2)の表に、両市町の平成14年度末現在における基金の状況を一覧表で整理をいたしております。

資料に記載のとおり、高松市は、平成14年度末現在では、積立基金、定額基金を合わせ10の基金がございまして、合計で193億9,456万4,326円となっております。一方、香南町でございますが、財政調整基金を初め11の基金がございまして、合計で23億748万5,326円となっております。

以上が、基金の状況でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願いたいと存じます。

次に、6の起債残高でございますが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、高松市は2,344億8,708万2,000円、香南町は、59億9,861万5,000円となっております。

以上、両市町の公有財産の現況について申し上げましたが、調整案といたしましては、2ページの右下の欄に記載しておりますとおり、「香南町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。

財産区について御説明をいたします。

財産区の両市町の現況につきましては、資料に記載のとおりございまして、高松市では弦打財産区を初め五つの財産区がございまして、香南町には財産区がございません。

これが財産区の現況でございます。

附属資料の説明につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の19ページをお開き願いたいと存じます。

19ページには、財産の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました先進地域10市の状況を記載しております。いずれの市におきましても、合併協定項目として、財産の取扱いが協議をされております。資料には、そのうちの7市の事例を記載しておりますが、すべての市において、編入される自治体の財産及び債務を、編入する市が引き継ぐことといたしております。

続きまして、20ページをお開き願いたいと存じます。

20ページに、同じく先進事例といたしまして、現在、法定合併協議会を設置し、編入合併が確認をされた中核市16市の事例を記載しております。16市のうち、既に合併協定項目として、財産の取扱いが確認をされた市は15市でございます。資料には、秋田市など6市の事例を記載いたしております。こちらにつきましても、財産の取扱いにつきましては、編入される市町村の財産及び債務を編入する市に引き継ぐこととして確認をされております。

以上、協議第8号財産の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第8号につきましては、会議規程の定めにより、次回、第6回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の21ページをお開き願いたいと存じます。

協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について申し上げます。

中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

その調整内容につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

先ほどの附属資料の5ページをお開き願いたいと存じます。

5ページ、「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。

5ページの下側をごらんいただきたいと思います。附属機関等についての説明を記載いたしております。

まず、1にございますとおり、附属機関とは、執行機関が、その内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございます。地方公共団体は、この附属機関を法律または条例により設置できることとされております。

一方で、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則、規程、要綱、要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。

これらの附属機関等のうちで、2、3にございますように、平成16年4月1日現在で、両市町の例規に記載されているもののうち、条例、規則、規程、この三つに基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理いたしましたのが、この資料でございます。

次の6ページから8ページにかけて、両市町の附属機関等を一覧表にして整理をいたしております。ごらんいただきたいと思います。

資料には、両市町の附属機関等の現況を記載しておりますが、例えば6ページですと、

6の情報公開審査会や15の総合計画審議会のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号の市町の現況欄に記載しております。

このようなことで整理をいたしておりますが、8ページをごらんいただきたいと思います。

8ページの、項目番号で申しますと68の工事契約審査委員会からは、香南町のみで設置されている機関でございます。これらの附属機関等の取扱いにつきましては、先ほどの調整案で申し上げましたように、その実態や香南町の地域性等を十分に考慮し、合併時まで調整を行うというものでございます。

附属資料の説明につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の22ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料22ページでございますが、ここには附属機関等の取扱いについての先進地域の事例を記載いたしております。

まず、編入合併いたしました10市の状況でございますが、10市のうちで、協定項目として、附属機関等の取扱いが協議をされた市は4市でございます。資料には、潮来市など三つの市の事例を記載しておりますが、統合の時期や、その取り扱いに相違がございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

23ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、附属機関等の取扱いが確認された市は7市でございます。

資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんのとおり、一部例外はございますものの、大半の市では、附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合することを基本に調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機関等については、その実情や経緯、実績等を考慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずることとして確認がされております。

以上で協議第9号附属機関等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第9号につきましても、会議日程の定めにより、次回会議で改めて協議を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の24ページをお開き願いたいと存じます。

協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてでございますが、公

公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、中ほどでございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の 9 ページをお開き願いたいと存じます。

「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の 10 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、この公共的団体等の範囲でございますが、1 の公共的団体等とはの欄に記載しておりますように、これまでの行政実例や国、県のガイドブックによりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい、とされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、その第 16 条第 8 項において、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

また、資料には記載がございませんが、地方自治法の第 157 条でも、公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう合併協議会において協議をし、各団体の理解を求めることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、他の先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけがなされていないという状況でございます。実態として、それぞれの合併協議会によりまして、協議の対象とする団体が異なっているというのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本合併協議会として、公共的団体等についての考え方

を整理いたしましたのが、2の公共的団体等の考え方でございます。

資料に記載のとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について、市町が関与（補助等）しているもの。2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。3の市町の事業について大きく関与しているもの。以上3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

そして、この考え方に基づきまして、公共的団体等のうちで高松市、香南町共に設置されている主な団体を分野ごとに整理いたしましたのが、次の11ページの公共的団体等の現況でございます。

11ページをごらんいただきたいと存じます。

公共的団体等の現況でございますが、1の産業経済団体、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきまして、商工、福祉、女性の各分野において両市町で共に設置されている主な団体を記載いたしております。

両市町の現況は以上でございますが、調整案といたしましては、11ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」としたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページには、この公共的団体等の取扱いについての先進地域の事例として、編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。このうちで、合併協定項目として、公共的団体等の取扱いが協議された市は9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には、各団体の統合に向けた調整に努めることといたしております。

次に、26ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、公共的団体等の取扱いが確認された市は13市でございます。

資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても、この公共的団体等の取扱いにつきましては、基本的には、合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により統合に期間を要する団体については、合併

後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとして確認がされております。

以上で協議第10号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言を願います。

はい、どうぞ。

赤松委員 香南町の赤松です。

大変お世話になっておりますが、このことについては、実は私どもの方でも、事前になり具体的に研究をさせていただきましたところ、昭和の合併後、小さい町ながら、いろいろな団体が生まれておりました。現在のところ、その中でもこういったことに、合併協議に取り組むことについていろいろ意見を求めていますと、まだ調整がうまくいかない部分があって、きょうのところ、私の方からお願いがあるのは、この枠の囲みの中の文言を、ここの新居浜市にある文言、というのが、要は、この枠の囲みの中の「特別な事情がある場合を除き」というのが、ちょっとやっぱり団体によってはきつく感じるようでございまして、この会の趣旨というものは私ども十分承知の上でありますけれども、やはり円満な調整を進めていくために、新居浜市の2行と1文字ですか、この程度に入れかえを御検討いただければ大変うれしいな、ありがたいなと、こんなに思う次第でございます。

御配慮いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から説明をさせていただきます。

今、ちょっと御意見を二つほどに分けさせていただきますが、まず、「特別な事情がある場合を除き」ということと、あと、新居浜市のような、御意見の趣旨は、多分、「各団体の経緯、実情等を尊重しながら」というようなことかなというふうに思いますけれども、それについては、ちょっと別の視点でとらえる必要があるかというふうに考えております。

と申しますのは、この公共的団体等の取扱いということで合併協定項目を起こしておるのは、本来は、一つの地域において、一定の分野でその地域を代表するような公共的団体は、統合して一体化することが基本でございます。

しかしながら、例えば、例示にもありますが、商工会というものは、複数の商工会につ

いては、基本的には統合する必要があるかというふうに思いますが、同じ商工団体である商工会議所と商工会というものを統合するというのが、ひとつ、商工団体ですので、基本的な考え方になるわけですが、法律によって、別々の法律がありまして、独立した形で設置が認められておる。そのような場合には、統合を進めるよりは別々に独立させておくということが一つの考え方として成り立つわけですが、そのように法律等によって別の事情がある場合、それについては「特別な事情がある場合を除き」ということで、必ずしも統合を進める必要はないのではないかということで除外をしておるものがございます。

それから、本来の御意見の「各団体の経緯、実情等を尊重しながら」というような柔軟な表現ということですが、これについては、公共的団体等の取扱いで、統合ということ自体はそれぞれの団体の考え方ではございまして、自治体としてそれを強制することはできないということではございますので、尊重しながらということ、自治体として尊重すると言いながら尊重できないところがございますので、新居浜市、それ以外のところにもありますが、事務局なり幹事会で協議しましたところ、「尊重」という表現については適切ではないのではないかということで外しておるところでございます。

なお、御意見等もでございますので、団体に対する行政側の支援措置の対応に関する協議、調整の際には、促す範囲で適切な対応ができるものと考えております。

また、どうしてもそのような表現を挿入するとすれば、「尊重する」という表現ではなく、「各団体の経緯、実情等を踏まえ」というような、もう少しソフトな表現であれば記述は可能ではないかなというふうに考えられますので、この協議会において再検討しなさいという御指示があるのであれば、改めて幹事会で協議をさせていただきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） 以上が当局の見解ですけれども、これについて何か委員の方の、ほかに御発言がございましたら。

どうぞ。

赤松委員 今、お答えいただいたので結構です。

なお、ちょっと、次の12号ですか、関連がございますので、そこでもう一度関連した説明というか、お願いをさせていただいたら、こんなふうに思いますので、進めていただいております。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかに何か、ただいまのこと以外でございますでしょうか、発言。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第10号につきましては、次回、第6回会議で改めて質疑、協議を行い、意見集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 御説明いたします。

会議資料の27ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてでございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、中ほどにございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の使用料・手数料の現況につきまして、附属資料で御説明を申し上げます。

附属資料の12ページをお開き願いたいと存じます。

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料でございますが、資料の目次にございますように、資料の13ページから25ページには両市町の使用料の現況を、またその後の26ページから52ページにかけましては、手数料の現況を一覧表にして整理したものでございます。

なお、12ページの下側に記載しておりますように、使用料につきましては、本年の6月1日現在のものを記載いたしております。また、両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは記載いたしておりません。

また、手数料につきましては、本年5月31日現在のものに加え、現時点において、平成16年度中の改定が確定をしているものを記載いたしております。

なお、香南町の手数料欄において何も記述をしていないもの、例えば、建築確認申請に

伴う手数料など、香南町では直接徴収はしていないものの、現在、県の制度により、県が高松市と同様の手数料を徴収している場合もございます。

それでは、13ページをごらんいただきたいと存じます。

使用料の現況でございますが、例えば、13ページの1の行政財産の目的外使用に係る使用料のように、両市町共にある、同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と香南町の欄に左右対比をして記載をいたしております。

このような形で、13ページから25ページにかけて、両市町の現況を整理しておりますが、恐れ入りますが、飛びまして24ページをごらんいただきたいと存じます。

24ページでございますが、項目番号で申しますと、69以降は、高松市の欄が空白となっております。香南町独自の使用料でございますが、このような使用料がこの後、25ページの76までございます。これにつきましては、香南町独自の使用料でございます。

以上が、使用料の現況でございます。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

26ページからは、手数料の現況でございますが、先ほどの使用料と同様に、両市町で共にある同一もしくは同種の手数料につきましては、高松市と香南町の欄に、左右対比をして記載いたしております。

このような形で、26ページから52ページにかけて、非常に数が多いでございますが、両市町の手数料の現況を整理いたしたものでございます。

なお、個々の使用料・手数料についての逐一の説明は、恐れ入りますが、省略をさせていただきます。

以上で、附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の28ページをお開き願いたいと存じます。

28ページでございますが、ここには使用料・手数料等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、既に編入合併いたしました10市の状況を記載しております。ごらんのとおり、すべての市におきまして、協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認をされております。資料には、そのうちの4市の事例を記載いたしております。

続きまして、次の29ページには、同じく先進地域の事例として中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認された市は12市でございます。資料には、秋田市など4市の事例を記載して

おります。

ごらんのとおり、手数料につきましては、一部例外はございますが、ほとんどの市におきまして、編入する市の制度に統一することを基本としております。

一方、使用料につきましては、合併後においても原則として、現行どおりとしている例など、基本的には編入する市の制度に統一することとしながらも、なお、施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをすることとして確認をしている事例もございます。

以上で協議第11号使用料・手数料等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

石丸（英）委員 香南町の石丸です。

香南町においては、公共施設のうち、24ページの69番にも書かれてあるとおり、各種団体公益使用の場合は減免するというふうな措置がとられております。

そこで、少しお聞きしたいんですけども、高松における公共施設の使用について、そういうふうな使用料を取っておるのかどうか、また減免措置がとられているのかどうか、その辺、お聞きしたいわけなんですけども。

議長（増田会長） 広範にわたっておりますので、個々の施設それぞれはちょっとあれだけでも、事務局からまず。

事務局長 高松市の公共施設での減免の状況ですが、若干、今の資料にも、ただいま御指摘いただいたような香南町の一部について減免の状況を書いておりますが、この資料については、それぞれの市町の担当部署から出てきた基本部分に係る使用料のデータをもとに整理したものでございまして、減免措置を詳しく調査をしておらない、だからそこには記述をしておらないわけですが、基本的に、減免措置については、各施設ごとに、施設の設置された経緯や事情、また施設の目的、機能などによってそれぞれにふさわしい減免措置がとられているものと考えております。

高松市の施設においても、それぞれの施設に応じ、多様で多種類の減免措置があるものと理解をいたしております、これらの取り扱いについては、個別の行政制度、行政サービスに係る調整の段階でそれぞれ担当部署間で調整をさせていただきますので、本日ここで減免措置の状況全般について説明できる材料は持ち合わせておりませんので、その点御

理解をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

各種団体の使用料が無料になつとる例というのは、高松の場合はどんなんですかな、余り……。

大橋委員 公民館。

議長（増田会長） 公民館とか、それから体育施設、学校の開放なんかはありますよね。個々にちょっと、どんなか。また詳しく、ありましたら、合併の、具体的にどこかというのか、あるいは……。

今後、これ、あれかな、調整するんかな。これからするんじゃな。その調整のときに、免除のも、もしあるのとないのがあれば、それはどう統一するかというようなことは協議の中でやっていきますので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、協議第11号につきましても、次回、第6回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料30ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてでございますが、各種団体への補助金・交付金等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めるものでございます。

提案内容でございますが、中ほどにございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況について附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の53ページをお開き願いたいと存じます。

53ページ、「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でござい

ます。

次の54ページをごらんいただきたいと存じます。

ごらんのように、現在、両市町では、各種の団体等に対して、その目的等を踏まえて、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしております。これらの補助金等のうちで、単なる会議への出席者負担金や団体への年度会費的な負担金を除き、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と香南町の現況を整理いたしましたのが、この54ページ以降の一覧表でございます。

この資料につきましても、両市町共に交付している、同一あるいは同種の補助金等につきましては、高松市と香南町の欄に左右対比して記載をいたしております。

なお、先ほど申し上げましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と香南町の現況を整理いたしました関係で、仮に合併して一つの市になれば、調整に関係なく、自動的に不要となるような性格のものも含まれておりますので、この点、お断りを申し上げておきます。

このような形で、54ページから72ページにかけて両市町の補助金・交付金等の現況を整理いたしております。非常に、これにつきましても数が多いでございます。

このうちで、71ページをごらんいただきたいと存じます。

71ページでございます。項目番号で言いますと、628番のさぬき空港公園整備負担金以降には、香南町独自の補助金等の名称を記載いたしております。ここからは、香南町独自の補助金等でございます。

以上が、補助金・交付金等の現況でございます。

なお、個々の補助金・交付金等についての逐一の説明は、恐れ入りますが省略をさせていただきます。

以上が、附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページでございますが、ここには各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての先進地域の事例ということで、編入合併いたしました10市の状況を記載しております。協定項目といたしまして、この項目について協議された市は、9市でございます。

資料には、そのうちの4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、補助金等の取り扱いについては、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図ることを基本として確認がされております。

次の32ページには、同じく先進事例として、中核市16市の事例を記載しております。

16市のうちで、既に合併協定項目として、この各種団体への補助金・交付金等の取扱いが確認をされた市は11市ございます。

資料には、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお編入される自治体において独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上で協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

赤松委員 香南町の赤松です。

先ほど、協議第10号のときに御意見を申し上げましたが、それとの関連がございます。

先ほど、そのことについての例を挙げての説明もございましたので、私も一つ例を出させていただいて提案をさせていただければわかりただけやすいかなと、こんなふうに思います。

実は、高松市さんが、現在、塩江町さんと協議をしてる中で、体育協会とか体育指導委員の定員等に関して、どういう結論になってるのか、まだ伺ってはおりませんが、私のところに関係者から来てる情報では、塩江町では、小学校が3校あるから、体育指導委員は、高松市さんの今の現状が1校に対して2名だから、塩江町は6名なんだというような話を承っております。それを、私どもの体育指導委員会が情報を聞いて、現在、私どもは16名の体育指導委員がおります。16名の体育指導委員が、たまたま香南町には小学校1校しかないですから、2人になったら、現在やってる社会体育事業は、もう混乱というよりは停滞になるだろうと。それをカバーするだけの、私どもも体育協会についてはかなりの実績を持ってるともりなんですけれども、とてもじゃないけど、やれんと。

その代表の人が、これをたまたま目にして、これはちょっとひどいな、こっちにいい例があるからこっちと変えてもらえんのじゃろうかということで、こっちの新潟市の分にする、各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないように、と。これは、そのままストレートにというのは、私どもちょっと気がとがめるところがあ

るんで、急激な変化を来して混乱が起ころんように、というような、この辺、やりやすいように、これも前段の協議第10号のところでお願いしたように御配慮いただければ、私どももやりやすいし、また、うちのそういった活動してる団体についても納得をしてもらいやすい、こんなふうに考えております。

なお、ちょっと余談になるかもわかりませんが、今ちょうどアテネのオリンピック、いざいざというところですけど、日本体育協会の、何ていいますか、大きな仕事というのは、オリンピックとか世界の選手権へ行って金メダルをたくさん取ってくるのが、また取ってくるために、それにそうする選手の強化というのが日体協の一つの事業になってますわね。

香川県体協にしても、やっぱり国体とか何かで、香川県へたくさん御褒美もらってくるのが大きな事業ですけど、これは高松市さんとして、香南町として、地域の体育協会というのはそういうものじゃない。そら、チャンピオンの育成というのは、どちらかといえば余分の余分のところで、やっぱり多くの住民の人に体を動かす機会をたくさん与えることによって健康というものを下支えし、やはり寝たきり老人とか、いわゆる生活習慣病にならないようにするための、どちらかといえばそちらの任務の方が多いですね。それが、いわば、大変口幅ったい言い方になって恐縮なんですけれども、老人医療や国保会計、あるいは介護保険の、やっぱり会計の結果にあらわれてくるんじゃないだろうか。

こんなところの兼ね合いの中で、この第12号の枠の囲んだものも、さっきお願いしたように、もう少しそういった状況の中を御配慮いただいた文言に、できればお考えいただけたら、こんなふうに思ってる次第でございます。

なお、先般も事務局の方からわざわざお運びをいただきまして、今後の合併協議の進め方について、香南町が今までやってきた方式では若干スピードが遅いからということで、そういった協力要請もいただきまして、私どももその辺のものがわかりましたので、そういった点については鋭意努力をさせていただこうと、こんなふうに考えておりますので、今、お願いした点についても、別に交換条件ということではございませんけれども、ひとつ御高配を賜れば大変ありがたいなと、こんなふうに思います。

長い時間ちょうだいしまして、ありがとうございました。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 私の方から説明をさせていただきますが、ただいまの御意見の中で、具体的な例を挙げていただいて、体育指導委員の数と、ここの合併協定項目、各種団体への補助

金・交付金等の取扱いとは若干異なりますので、指導委員の数とか具体的な組織運営とか、そういうものについては、合併協定項目、それぞれの担当部署ごとの協議、調整ということになるかと思いますので、ここでは補助金とか交付金、各種団体等に対する財政的な支援措置のあり方を総括的に、ここでは基本理念的なことで取り扱いを考えていこうということでございます。

そういうことで、御意見の中にもありましたけれども、事務局として提案した趣旨としましては、補助金等の種類は非常にたくさんあります。それぞれの設けられた経緯や目的、内容等も千差万別でありまして、例えば毎年同じような活動を繰り返す団体もあれば、常に変動がある団体もあります。また、補助金等の支援ということは、公平、公正、厳正な執行という視点に立ちまして、団体等の活動実態に見合った、弾力的で適切な支援が求められるものでありますことから、余り特定の方向のみ、従来の実績を下回らないという、それを出しますと、すべての補助金等の取り扱いがそれに縛られるというようなこととなりますので、それは、新潟市の真意は承知はいたしておりませんが、ちょっとこの表現としては適切ではないのではないかというようなことで、ここに書いておりますように、「従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する」ということで、いろんなパターンに対応できる、柔軟に対応できるような表現とさせていただいておりますので、御指摘いただきました具体的なことについては、それぞれの個々の項目の調整に当たりまして、香南町当局を通じて、高松市の担当部署との調整に当たっていただければ、その方が意が通じるのではないかなというふうに思っておりますので、その点、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

赤松委員 済みません、御無礼いたしました。

さっき、補助金等についてということで、あえて補助金の金額、何というか、所帯じみたというか、むつごい話を遠慮させていただいたんですけど、つい出かける前にも訴えがあったんですけども、私どもでは、商工関係の一般会計の予算として、現在、商工会への補助金260万円ぐらいのあれをしてるんですけど、受け取ってるほど商工会の方からは、県下の同程度の商工会としては、私どもから出してる補助金は非常に軽い、少ないというふうに年々訴えがっております。

ところが、現在、その260万円が、今度、高松市さんの規定にそのままのせますと260万円が4万円になると。しかも、高松商工会議所さんの中に入っていか、山田商工

会さんの下に入っていくか、このいずれかしか選択肢がないと。これも急激な変化を来して、260万違うということになれば、パートで採用、雇用する程度の事務員1人置けるか、置けんかの差が出てくる。小さい商工会ですから、それがあかないかで、この中の運営ができるかできんかぐらいの差があると。

ところが、私もそうって、ただうのみにしてきてるわけじゃございません。今までは、香南町なるがゆえに、高松市さんの中ではいろいろ受けられておる制度あるいは部門があるのが、香南町の組織の中ではサービスを受けられるチャンスにめぐり会えてない部門もあったかもわからんよと。だから、一概にその部分だけを比較して云々ということは、私どももそこ、微に入り細に入りのとこまでは勉強ができておりませんので、そういった返事をしながらも、そのことは協議会の中で高松市の皆さんに訴えて御理解をいただくようにというようなことで、つい今し方、電話を切ってきたとこなんですけどね。

こんなこともありますので、あえて金額等々の補助金のことについては具体的に触れませんでしたけれども、10号と12号と関連がございますということで、実情がかなり違う部分については、ひとつ御配慮をいただきたい。決して、合併の賛否にどうこうというもんではございませんけれども、よろしく願いをいたします。

会長さん、以上です。

議長（増田会長） ちょっと、今お聞きしたんで、それ、商工会、もし残っても4万円しか補助金が出ないというようなことは、それはあり得んと思うんですけどね。それは、そういうことをちょっとこの協議会で言われると、皆さん誤解されるんでね。

ほかのところでやっていますが、商工会、残れば、基本的には従来のでいくし、余りにもそれが高松市の、山田の商工会とか他の商工会と均衡を失するほど高いもんであれば、それはやっぱり徐々に、段階的には下げてもらうようなことの話になるかもわからんけど、いきなり今のが4万円になるやということはちょっと考えられんのですけどね。ちょっと、そういうのはね、もう……。

赤松委員 何というか、その基準がどうなってるのか、私も、ついさっき聞いたところですよ。

議長（増田会長） ですから、そういう個々の話は、やっぱり具体的にそういう中でお話しした上で、また出していただけた方がいいんですが。今の、何十人が何人になるとかというんも言われると、いかにも、もう合併のデメリットばかりを言われるとね。決してそうでないと思うし、その個々の方がどんな活動をなさったり、経費、報酬がどんなの

かとかいろいろありますし、もう少し具体的に詰んだ段階の話をした上で上がってもらえないと、ちょっと私としては……、思うんですがな。

赤松委員 会長さん、本当に御無礼しました。そんなことがあるんで、あえて金額の方は冒頭には申し上げなかったんですけど。

体育指導委員の人数等については、私も30年、その中でやっておりましたので間違いございませんけど、商工会の分については、たまたま二、三時間前にその訴えを聞いてまいったところで、確認してから実はお話しさせていただこう思ったんですけども、事務局の方からちょっと質問というか、意見の論点がずれるように言われたんで、あえて申し上げました。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 体育指導委員についても、私どもが2人や3人だけでやりよるわけでは決してないんでね……。

赤松委員 いやいや、小学校区ごとで2人……。

議長（増田会長） いやいや、そうそう、資格がある人はそれで、名前のある人はそうですけど、同じ体育指導委員……。香南町さんがどういうあれ、やっとなか知りませんが、こちらではまだいっぱいそういう、次の方がおるんですよ。そういう方まで名前をつけてないということかもわからんしね。そんな、同じ、近くでありながら、そんなことはないと思うんでね。

大橋委員 関連してひとつ。

議長（増田会長） そうですか、はい、どうぞ。

大橋委員 高松市の大橋であります。

今、市長の立場や、そういうちょこちょここというたデメリットというたら、やっぱりちょっと心配がある。議長は議長で、今まであんたが言われて、そのあたりをちょっと実情を知ってるっていうから、それあたりはやっぱりある程度、臨機応変。

私なんかも、香西でしょ。昔、合併して。ただ、山田町は、合併して独自の道を温存する。石丸さんなんか商売人やからわかるけど、香西なんかは確かに商工会議所へ入って、任意団体で商工会つくって、補助金なんかはないんです。もう市内に入ってしもうて。独自で協同組合をつくらせて、また補助金というか、勉強の活動費というのを取ってもらってるんですけど。山田町なんかは、独自に商工会議所に準ずるようなんをもらって、温存してるから。吸収するかせんか、やっぱり話し合いの中で、香南町の商売人が残るような形をまた話し合ったらいけると思う。

私も体協の会長やっとなるから、やっぱり上部団体からお金なんか……、そら話し合いで解決できるから、そのあたりは。2人になるという縛り、そのあたりは、指導委員なんかは上部団体で体協を活性化してくれたらいいから、それは議長の言うような方がかえっていいんじゃないですか。

赤松委員 どうも失礼いたしました。

議長（増田会長） 個々のお話は、またそれぞれの担当で十分に協議した上で、それでどうしても立ち上がったもんはもう一遍ここへ上がってくる。今言うたように、本当に2人と16人やというんだって、それも同じような仕事をしとるというんだったら、それはやっぱりここでしっかりまた揉まないかと思えます。十分にまた協議させてもらいます。

大橋委員 今までが、校区が2人や、こっちの方は、原則として。やっぱりそのあたりが間違っている。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

谷副会長 香南町の谷でございます。

今、団体関係と補助金関係の協議の議題の中で、今議論をいただいた中で、やはり合併による速やかな一体性を図っていくという基本原則もありますが、一方、急激な変化を来さない合併という、こういった住民サイドに立った考え方、これもやっぱり、私は、速やかにと言いなながらも、その部分が壊れると、合併そのものにも大きな影響が出てくるんじゃないかなということを見ると、余り、特別な場合を除きと言いなながらも、非常に縛りがきつい表現、これをもう少し配慮していかないと、非常に受ける印象が、急激な変化に対する対応に、非常に、各項目ごとあるいは各それぞれの事業ごと、団体ごとの関係する部署で協議をすると言いなながら、この協定項目は原則として生きてきて協議が始まるわけでありますので、協議する段階でそういった言葉の厳しいところは、協議が難航する様相は考えられる。そういうことを考えると、速やかな一体と言いなながらも、住民に急激な変化を来さないものを配慮していっとくということを一いつ提案をして、御検討いただきたいと、こんなふうに申し上げておきます。

議長（増田会長） そのことについては、もう合併の基本的な項目の中にも入っておりますし、それはあくまでそのとおりでして、ですから、今後いろいろな経過措置とかというのを、お互いの協議の中でいろいろと組み込んでいく場合が出てくるんじゃないかと思いますが、いずれにいたしましても、やはり個別の協議をする中でやる。

ただ、今のこの文言がどうかということであれば、次回会議までに、十分にもう一度幹

事会等でやっていただきたいと思いますので、問題点はきょう出していただきましたので、今後、次回会議までに十分また協議をいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、協議第12号につきましても、次回、第6回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図らせていただきます。

会議次第4 その他（1）建設計画作成に当たっての住民懇談会について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民懇談会について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から説明させていただきます。

会議資料の33ページをごらんください。

その他の（1）建設計画作成に当たっての住民懇談会について、御説明いたします。

次の34ページをお開きください。

まず、1の住民懇談会の目的でございますが、住民懇談会につきましては、高松市・香南町合併協議会におきまして、合併の方式が編入合併方式で確認されましたことにより、編入される香南町地域を対象として作成されます、合併後の市のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に反映させるため、住民懇談会を開催し、住民の意見を直接聴取したものでございます。

3の内容、（1）にございますように、日時・場所につきましては、8月11日と8月12日の午後7時半から、香南町の由佐農村環境改善センターにおきまして開催いたしました。

（2）の対象者につきましては、香南町の住民を対象としたもので、2回で計30人の住民の皆様の御出席をいただき、御意見をいただきました。

次に、（3）のテーマでございますが、高松市と香南町の合併によるまちづくりの課題と問題点、及び高松市と香南町の合併によりどんなまちになればよいかなどについて、ハード、ソフト両面から議論したものでございます。

懇談会での主な御意見を紹介いたしますと、公共交通機関の整備、拡充。花づくり運動の継続。運動会、文化祭など香南町の各種行事の継続。農業関係では、後継者不足、高齢化の問題を抱えているため、行政と住民が一体となった農業の振興に努めていただきたいなどの御意見がございました。

なお、住民懇談会における意見等につきましては、今後、整理いたしまして、委員の皆様にお知らせしたいと考えております。

建設計画作成に当たっての住民懇談会については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

特にございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）今後の合併協議スケジュールについて

議長（増田会長） そしたら、次に、（２）の今後の合併協議スケジュールについて、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の３５ページをごらんいただきたいと存じます。

３５ページでございます。別紙２といたしまして、合併協議会の第１回会議から本日の第５回会議までと、今後想定をされます合併協議のスケジュールを月単位で時系列の表にいたしております。

資料に掲載しておりますのは、４６ある合併協定項目のうちで、上段部分、上側の部分が、合併協議の基本項目や、行政制度や事務事業等の４５項目で、下段部分が建設計画に係る合併協定項目でございます。

これまで、合併協定項目では、前回の第４回会議までに７項目を提案し、本日の第５回会議で５項目を提案いたしておりますので、合計で１２の項目を提案いたしたことになります。

また、建設計画に関しましては、建設計画の構成を御報告いたしております。

合併特例法の期限でございます平成１７年３月３１日までに、合併協定書に調印し、両市町の議会の議決を経て、県知事に申請するためには、この表でございますように、おおむね本年の１２月末までにすべての合併協定項目について協議し、確認を行う必要がございます。このようなことから、非常に厳しいスケジュールとなっております。

各合併協定項目につきましては、現在、部会におきまして、協議会において御協議いただく協定項目についての調整を進めております。今後、協議が調ったものから合併協議会に提案をしていくこととなります。

また、建設計画につきましても、今後、記載のようなスケジュールで取りまとめてまいりたいと考えております。

以上、今後の合併協議スケジュールについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま事務局の説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （3）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 特にないようでしたら、次に、（3）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料の33ページをごらんいただきたいと存じます。

（3）の高松市・香南町合併協議会会議の開催予定についてでございますが、第6回会議につきましては、10月の中旬に香南町での開催を予定いたしておりますが、現在日程を調整中でございます。

日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせをいたしますとともに、ホームページへの掲載などにより周知をいたしたいと、このように考えております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を付した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） 以上が、その他ということでの事務局からの説明でございました。

せっかくの機会でございますので、何か、それ以外のことで皆様方の方から御発言等があるようでしたら伺いたいと存じますが。

全般について、何か……。

じゃあ、済みません、ちょっとこちらから。

赤松委員 さっき、たくさんお話しさせていただいた中で、誤解をされてる面があるんじゃないか思いますので、一言だけ確認をさせていただきたい。

というのは、体育指導委員についてのお話、そのときに、2人や3人やという、資格があるとかないとかというようなお話がちらっと聞こえたんですけどね。私どもの方でも、

体育指導委員と体協の役員というんとスポーツ指導員というのをちゃんと区別して御理解
いただいているかどうかというところが問題で、体育指導委員は公務員ですから。高松市さ
んは小学校区には男女各1名しかおいでんと重々承っておったんです。

これも、報酬についても、高松市さんの方が、我々のところより平均、倍か3倍ぐら
いは高いように伺っておりますけれども、そら状況が違います。ただ、今ここでわざわざ時
間をとっていただいておりますのは、さっきちらっと聞こえた、体育指導委
員もスポーツ指導員も体協役員も一緒にお考えになっとったら、とんでもない間違いが起
こります。私も失礼なことを言うたことになりますので、そこをもう一度御確認いただ
いたらと思います。

以上です。

議長（増田会長） そうですね。

それと、塩江の話は、その後何かわかってくるの。その後、進展しとんだったら教えてあ
げた方が。塩江が何人かで、強引にうちの方の校区に2人に合わせたとか何とかいうんが
あるんなら、それはそれで。

事務局長 ただいま、体育指導委員等の関係についての塩江町と高松市との合併協議に
ついては、まだ幹事会、今、事務局に出てきておらない状況でございますので、ちょっと
こちらの事務局では把握しておらない。

議長（増田会長） 調整中ということやね。

事務局長 はい。

議長（増田会長） わかりました。

赤松委員 済みません、どうも。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

赤松委員 はい。

議長（増田会長） それじゃあ、どうぞ。

三笠委員 高松の三笠でございますが、本日、これ、第5回を迎えて、特にきょうの協
議会というのは非常に意義ある会であるというふうに思っております。委員さん及び町長
さん、いろいろ香南町さんの気持ち、誠意を持っていろいろ尋ねられ、また誠意を持って
私どもの会長も説明されたというふうに、この気持ちを大切にいかなきゃならない。

ほいで、最後に事務局の方から説明ありましたけれども、46項目で12、まだ4分の
1強ぐらいなところで、この協議会のペースをできるだけ速めてお願いしたいというのが

私どもの気持ちでございますし、香南町さんの委員の皆さんも、当然そうお考えだろうと思うんですが。

そこで、高松と香南町さんだけの協議会であればいいんですが、いろいろあっておると。特に、先般の塩江町の形がああいう状態。ほいで、今度、昨日、香川町の2町の発議に基づいてああいう形になったということで、香南町さんもそういう中で、非常に複雑なお考えでおられるんじゃないかと思うんですが、ひとつ、せっかく議長さん、先ほどいろいろ誠意を持って話をしていただいた。その気持ちは、我々本当に伝わるわけなんです、来週早々に、香南町の議会でも香川町の意を受けての話も出ようかと思いますが、そういうところを、高松との合併協議会を、ひとつ軸足を置いていただきながら誠心誠意お願いしたいという強い気持ちでございます。ひとつよろしく願いをいたします。

これは、町長さんに聞くのは、大変、選挙が近づいておるので非常に気の毒なことで、ひとつ議長さんあたりからそのにおいあたりでもお伺いできれば大変ありがたいかなという感じをしておりますんですが、ひとつよろしく願いをいたします。

議長（増田会長）　じゃあ、お願いできますか。

赤松委員　その話だけなかってくれたら思うて、思うてたんですけどね。

確かに、私どもでも、その話が出た当初は、何カ月か前に三笠先生にもお話しさせていただいたように、私どもの方は、もともとは香川郡3町という話が2年か3年ぐらい前にはあったんですよ。ところが、ここで、そこまで蒸し返すする必要ないと思うんですけど、三豊の1市9町についても、仲多度の南部4町についても、小豆3町、小豆3町はもう20年もやってるんですね。それから、綾歌の東部3町についても、国分寺が6とか綾南が5とか綾上が2とか3とかというて、議員の定数まで決めとったんでしょ。それがあんなになったわね。

私どもの3町は、いまだ一回も議員が寄って話したことないんですよ、一回も。そら、先生方知っていただいているように、例の香川町の前町長さんのあの発言以来、私ども、会をするというても会ができないんですよ。何か今までやってきた仲間だから、合併ができるとかできんとかということは別としてでもね。そら、県下全部の議員の研修会とかというときには一緒に顔を合わせます。それ以外、顔を合わすことすらないんですよ。だから、その中で、この場所でもお話ししたことがあると思うんですけど、塩江町さんも、うちも、香川町さんも合併協議会を今つくってる。であったら、もともとと同じ歴史と文化の中で育ったような者同士だから、高松市さんに対して、共に、結託してという言葉じゃないけど、

共に協力して、高松の南部の開発について、このごろ私どもの方でもこんな話出てるんですよ。宇高連絡船が出て、築港から向こうへ行きよったときには、高松は、築港は四国の玄関だったと。今、偉い人が主要なことで上京するときは、香南町から行きよるじゃないかと。いっそのこと、高松空港の前をサンポートにしてくれんかと。こんな壮大な、夢のあるような話が現実味を帯びてきとんですよ、今。それだけに、やっぱり香川町も塩江町も私どもの中でも、やっぱりそういうことに気がつく人は、そういったものの発想から、いっそのこと、あの辺に、ちょっと時間とって申しわけないですけど、あの辺に団地つくろうやと。それも、この間、都市計画の問題では関係の市町さんとの兼ね合いもあって、いろんな、こう来てつくりましたけど、あの辺に特区をつくって、300坪、1,000平米以下の宅地は持たさんと、逆に、300坪以上の宅地に1戸しか家建てん団地を二、三十戸つくったら、高松の人も来てくれるかもわからんけど、あるいは鎌倉が東京の辺の人が来て、環境のええとこで住んで、台風の来んとこで住んで、月に3回か5回、週に1回ぐらい東京へ通勤するというような人があそこで住んでくれたら、この辺はもっとよくなるんじゃないか。そういう人は、隣のテレビの音とか茶わんの音が聞こえんところを望んでるだろうと、そんな発想も出かけてる矢先でございます。

ですから、私はやっぱり高松市さんと、やはり近い将来、手を携えて、そういった夢が現実のものになることを、内々希望しております。

何か言えというて三笠先生言うから、ついこんな、もう変な話になる。だけど、当面の問題としては、そういった香川郡3町の議員が今まで話ししたこともないから、高松市さんに対して大変失礼なことかもわからんけど、合併協議会でもできたら、両方の議員が会うことをはばからんだろうと。今まで、会って話しよったら、買い物に行って、そこで立ち話しよっても、あいつとあいつと何を画策しよんかと思われる雰囲気があるんですよ。

だから、そういう人が会って話するためには、2町の合併協議会つくったら、一遍、塩江さんと二、三回話したんじゃけど、香川町さんとは話したことないんです。そら、一部の2人や3人とは話しますけど、みんなと話したことない。そういった面を、行って、話をして、その上で、そういうあくを抜いて、ということもどうだろうかという話があるんですけど。あとはもう皆さんの御想像にお任せしたいんですけど、そのときの状況と状況が変わってきとんですよ。私どもの意見がなかなかまとまらん。

きょうも、早く済めば、帰ってその辺のお話も、私の立場としてさせていただこうか思ってるところへその質問で、私も本当、心配しますなと言いたいし、ちょっと私が心配な

んですわ。だけど、もう期間がないでしょ。うちは、ここだけははっきり言うときます。
もう間に合わなんだら、間に合うところへ行くよりしようがないでしょ。

三笠委員 僕はこれ以上要求できない。

赤松委員 先生、まあよろしゅうお願いします。

三笠委員 いやいや、いや、きょうのは、本当にね、前向きな話というのは、きょうの第5回の会というのは非常に、前進的な話しじゃったというのは、我々身にしみて感じておりますから、ひとつ今後ともよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかに、特に御発言ないようでしたら、このあたりで閉じさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、皆様方には、長時間にわたりまして御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第5回会議を閉会させていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

午後 2時53分 閉会

会議録署名委員

委員 梶村 伝

委員 石丸末夫